

# 介護予防センター元町 お知らせ 2009. 12. 21

## 1. 12月すこやか倶楽部・転倒予防教室の報告 1月すこやか倶楽部・転倒予防教室のお知らせ

12月のすこやか倶楽部は「軽体操」を行いました。

日/場所	12月	8日(火)	元町北27条会館	6名参加	民生委員1名参加
	12月	9日(水)	元町北東会館	10名参加	民生委員1名参加
	12月	10日(木)	元町中央会館	8名参加	民生委員1名参加

12月の転倒予防教室はお休みでした。

1月のすこやか倶楽部は「軽体操」を行います。

日/場所	1月	26日(火)	元町北27条会館
	1月	27日(水)	元町北東会館
	1月	28日(木)	元町中央会館

1月の転倒予防教室は お休みです。

## 2. 報 告

消費者被害相談情報 札幌市消費者センター 相談専門電話728-2121

最近の事例

南区<80歳代 女性> 連絡者は指定居宅介護支援事業者

状況： 一人暮らし 居宅介護サービス利用者  
サービス利用者の女性から相談されたのですがと居宅介護事業者担当者から札幌市消費者協会事務局に連絡が入った  
相談内容は、訪問販売業者が「布団のクリーニングをしませんか」と自宅に来たのでお願いしたところ新しい布団を売りつけられた。代金10万円はまだ払っていない。解約できるかということだった。  
FAX送信で契約書面の確認をするとクーリング・オフ期間であることが分かり、相談者と電話で解約意思の確認をした後、居宅介護事業者と連絡を取りながらクーリング・オフの書き方を伝え、補助した。

結果： 相談室では、事案を確認しクーリング・オフ書面発送後、事業者につないだ。商品を引き取りに来る販売店と対峙することに不安が残ったので、居宅介護事業者担当者が相談者と一緒に自宅で待ち構え販売店に対応し返品確認することになった。相談室も連絡まちの状態で待機していた。何事もなく、預けた布団2枚はクリーニングされた状態で戻った。販売店はクーリング・オフを了解し代金は請求しなかった。